

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

秋田市では、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」といいます。）第38条第1項の規定に基づき、本市における地球温暖化対策に係る普及啓発の拠点として、地球温暖化対策に関する普及啓発を適正かつ確実に実施できる市内の1団体を秋田市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」といいます。）として指定するため、その申請をする団体（以下「申請団体」といいます。）を募集します。

2 申請団体の資格要件

申請団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された一般社団法人もしくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次のいずれの要件も満たすものとします。

- (1) 定款又は寄附行為において、市内に主たる事務所が所在することとなっている団体であること。
- (2) 市内において地球温暖化防止に係る普及啓発等の活動実績（法人設立前の活動を含みます。）があり、定款又は寄附行為に地球温暖化防止に寄与する旨の活動が明記されていること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。）にある者（候補者を含みます。）又は政党を推薦し、支持し、もしくは反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。

3 申請の受付

(1) 申請期間

令和5年1月23日（月）から同年2月24日（金）まで

(2) 提出書類

次の書類を添付し、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式第1号）および業務提案書（別添様式第2号）を市長宛に提出してください。

ア 事業実績書（別添様式第3号）

イ 確認書（別添様式第4号）

ウ 定款又は寄附行為

エ 登記事項証明書

オ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類

カ 収支計算書（直近の3年分）

キ 貸借対照表（直近の3年分）

ク 財産目録（直近のもの）

※ カおよびキについては、法人設立直後で当該書類がない場合は、設立前の収支計算書および貸借対照表又はこれらに準じる書類を添付してください。

(3) 提出部数

各1部ずつ

(4) 申請方法

申請書類は、秋田市環境部環境総務課まで直接持参してください。

申請書類の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとさせていただきます。

申請書類の提出の際に、記載内容について確認しますので、あらかじめ電話で来課日時をご連絡ください。

なお、申請書類に形式上の不備があった場合は、期限を定めた再提出等の補正を求めることがあります。

(5) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に従い公開されることがあります。また、提出された申請書類は返却しません。

(6) 申請書類提出先および問合せ先

申請に関して問合せ又は相談がある場合は、要点を文書にまとめ、FAX又は電子メールにより、下記の間合せ先に、令和5年2月17日（金）までお送りください。来課される場合は、要点を文書で明確にした上で、事前に連絡をして時間調整してください。

○申請書類提出先および申請に関する問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当兼環境企画担当

TEL:018-888-5704 FAX:018-888-5703

電子メール:ro-evmn@city.akita.lg.jp

4 センターの業務内容

センターは、法第38条第2項各号に規定している事業のほか、3(2)業務提案書に沿った事業および秋田市が実施する地球温暖化対策に資する各種事業を行うものとします。

○地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項

地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）は、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

5 指定団体の決定方法

センターの指定に当たっては、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定候補団体選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、センターとしての適格性、事業の実施能力等について、選定基準に基づき評価および審査を行い、適切な団体を候補団体として選定した後、秋田市長が指定団体を決定します。

なお、令和5年3月上旬に、選定委員会が申請書類等に関するヒアリングを実施しますので、代表者又は担当者等が出席の上、提出書類等についてのプレゼンテーション等をお願いします。日程等詳細については、申請団体宛に別途連絡します。

[選定基準]

- (1) 2に規定する資格要件を満たしていること。
- (2) 団体の組織体制、人材等について、センターの業務を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 財政基盤が安定していること。
- (4) 提案事業について、具体性および実現可能性があること。

(5) 提案事業の実施により、地球温暖化防止の効果が見込まれること。

(6) 提案事業について、費用対効果を考慮していること。

6 指定の期間

センターとして指定する期間は、3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）とします。指定期間終了後は、再度、指定団体を公募し、選考を行います。

なお、法第38条第5項等により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

様式第1号（第4条関係）

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団体名および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 団体名
 - (2) 住所
 - (3) 代表者の氏名
- 2 事務所の名称および所在地
 - (1) 事務所の名称
 - (2) 事務所の所在地
- 3 申請に係る担当者の氏名および連絡先
氏 名
連絡先

様式第2号（第4条関係）

業 務 提 案 書

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

1 国庫補助金等活用事業

事業名	
事業目的 および 事業概要	
事業内容 および 実施計画	
事業実施に よる効果	
実施体制 (人員等)	
必要経費	

※ 記載に当たっては、別紙の記載要領を参照すること。

2 指定団体の自主事業

事業名	
事業目的 および 事業概要	
事業内容 および 実施計画	
事業実施に よる効果	
実施体制 (人員等)	
必要経費	

様式第2号（第4条関係）記載要領

1の表中「事業名」の欄については、内容を反映した簡潔な事業名としてください。「具体的内容および実施計画」の欄については、事業の全体像、実施場所、事業規模、事業の具体的な内容および方法等を記載してください。「事業実施による効果」の欄については、温室効果ガスの削減効果およびその算定根拠を記載してください。「実施体制（人員等）」の欄については、業務内容を実施するために必要な体制を記載してください。

様式第3号（第4条関係）

事業実績書

団体の名称	
-------	--

年月日	事業名	事業内容等	備考

様式第4号（第4条関係）

確 認 書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定を申請するに当たり、下記の資格要件等を満たす者であることを確認しています。

記

- 1 定款又は寄附行為において、市内に主たる事務所が所在することとなっている団体であること。
- 2 市内において地球温暖化防止に係る普及啓発等の活動実績（法人設立前の活動を含む。）があり、定款又は寄附行為に地球温暖化防止に寄与する旨の活動が明記されていること。
- 3 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- 4 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと。
- 5 暴力団又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。
- 6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。